

高齢者ほっとプランを策定しました

問合せ 高齢介護課介護係

高齢者ほっとプランとは

高齢者が安心して市内で生活できるよう、福祉、介護保険に係るさまざまなサービスや取組みを実施していくための計画です。

それぞれの立場の代表者たちによる「ほっとプラン策定委員会」の意見やパブリックコメントを通じて市民の皆さんの意見を反映して作られています。

この計画では、高齢者自身が元気で生きがいを持ち、在宅生活を皆さんで支える施策を推進するとともに「保健・予防」「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「生活支援・福祉サービス」「すまいと住まい方」を切れ目なく提供する『地域包括ケアシステム』の構築を目指します。

高齢者ほっとプランは、高齢介護課、市役所1階行政情報コーナー、図書館などで閲覧できます。

計画期間

平成27～29年度

計画の基本理念

- ・健康と生きがいづくり
- ・支え合う地域づくり
- ・安心して暮らせる環境づくり

計画の目標

高齢者の元気と在宅生活をみんなで支えるまちづくり



計画の基本目標と主な施策



①生きがいをもって活躍できるまちづくり

シルバー人材センターへの支援、高齢者教室、まちかどサロンの運営、老人クラブ活動費助成、老人憩いの運営など

②心身ともに健やかに生活できる環境づくり
介護用品の貸与・支給などの高齢者福祉サービスの充実、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯などへの支援、健康寿命を延ばすための支援、介護予防施策の充実など



③高齢者や家族にやさしく地域で支え合うまちづくり
介護予防サポーターやボランティアの育成、市民参加による地域福祉の推進、在宅医療・介護の連携推進、家族介護者への支援、認知症高齢者地域支援体制の構築、高齢者の権利擁護と虐待防止など

④いつまでも地域で安心して暮らせるまちづくり
住宅改修費の補助、災害時要援護者支援、日常生活用具の給付、介護保険サービスの充実など

介護保険料を変更します

問合せ 高齢介護課介護係

4月より65歳以上の人の介護保険料が変わります。介護保険料の額は、介護サービスに必要な費用をまかなえるように3年ごとに見直されます。

高齢者人口の増加と介護サービスの利用増加の見込みにより、平成27年度から3年間の基準となる月額額は、現行の4,500円から100円増えて4,600円になります。また、段階区分を現行の11段階から12段階に変更します。なお、公費の投入により今後低所得者の保険料を軽減する予定です。

段階区分	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金受給の人、生活保護受給の人、公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が80万円以下の人	基準額×0.45	2,070円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.7	3,220円
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	3,450円
第4段階	市町村民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額との合計額が80万円以下の人	基準額×0.85	3,910円
第5段階	市町村民税非課税で第4段階に該当しない人	基準額	4,600円
第6段階	市町村民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	5,520円
第7段階	市町村民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	5,980円
第8段階	市町村民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	6,900円
第9段階	市町村民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	7,820円
第10段階	市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.8	8,280円
第11段階	市町村民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.9	8,740円
第12段階	市町村民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2	9,200円

高齢者

無料入浴サービス

問合せ ①③高齢介護課高齢係
②東部市民プラザ内高齢者元気ッス館
☎(46)1188

公衆浴場（新川温泉）の無料入浴、高齢者元気ッス館浴室利用者カード、シルバー優待券の利用による無料サービスを行っています。



①公衆浴場

●新川温泉（山神町）

とき 毎月7日、17日、22日、27日 16時～22時

対象 市内在住の満65歳以上の人

※利用時に申し出てください。本人確認をする場合がありますので、運転免許証・健康保険証・介護保険証を持参してください。

②高齢者元気ッス館

高齢者元気ッス館（東部市民プラザ内）で無料入浴できます。

対象 市内在住の満60歳以上の人

※あらかじめ高齢者元気ッス館浴室利用者カードの交付を受けてください。

申込み 運転免許証・健康保険証・介護保険証と緊急連絡先がわかるもの、印鑑を持参し東部市民プラザ内高齢者元気ッス館

③シルバー優待券の利用施設

あおいパーク、サン・ビレッジ衣浦を年間24回無料で利用できます。利用にはシルバー優待券が必要です。優待券は平成27年4月1日～28年3月31日に利用できます。

●あおいパーク浴室

とき 火～日曜日 11時～21時

●サン・ビレッジ衣浦浴場・プール

とき 火～日曜日 11時～21時（土・日曜日、祝日は10～21時）

対象 市内在住の65歳以上（昭和26年3月31日以前生まれ）の人

申込み 運転免許証・健康保険証・介護保険証と印鑑を持参しあおいパークまたはサン・ビレッジ衣浦（どちらかの施設で1回のみ交付）

ご注意ください

高齢者元気ッス館浴場利用者カードやシルバー優待券は本人しか利用できません。ほかの人が使用している場合、返還していただきます。